

昭和五十二年労働省令第三十号

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の規定に基づき、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則を次のように定める。(法第四号第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第二条 法第四号第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、法第二号第二項の離職の日(以下「離職日」という。)前二間に毎年三月以上特定漁業に従事し、かつ、当該二間に毎年六月以上漁業に従事していたこととする。(法第四号第三項の厚生労働省令で定める期間)

第三条 法第四号第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第一項の漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)の発給を受けた者に係る離職日の翌日から起算して三年とする。(手帳の発給の特例)

第三条の二 公共職業安定所長は、法第四号第一項に規定する者のほか、漁業離職者で次の各号のいずれかに該当すると認定したものに對しても、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 法第四号第一項第一号から第三号までに該当する者であつて、離職日以後新たに安定した職業に就いた日の翌日から起算して一年以上にその者の責めに帰すべき理由又はその者の都合によらないうで更に離職し、かつ、その離職の日が離職日の翌日から起算して三年を経過する日までの間にあるもの

二 法第四号第一項の規定により手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業に就いたことによりその手帳が同条第四項の規定により効力を失つた者であつて、当該職業に就いた日の翌日から起算して一年以内にその者の責めに帰すべき理由又はその者の都合によらないうで更に離職し、かつ、その離職の日が離職日の翌日から起算して三年を経過する日までの間にあるもの

(手帳の発給の申請)

第四条 手帳の発給の申請は、法第二号第二項に規定する減船に伴う離職であることを証明する書類を添えて、離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日から起算して三月以内に行わなければならない。ただし、天災その他申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一月以内に行わなければならない。

(手帳の発給等)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給の申請があつた場合において、当該申請をした者について、法第四号第一項又は第三号の二の規定による認定をしたときはその者に対して手帳を発給し、当該認定をしなかつたときはその旨を文書によりその者に通知するものとする。(手帳の返納)

第六条 手帳の発給を受けた者は、法第四号第四項の規定により当該手帳がその効力を失つたとき、又は第三条に規定する期間が経過したときは、速やかに、当該手帳を公共職業安定所長に返納しなければならない。

(就職指導を受けるための出頭)

第七条 法第五号第一項に規定する手帳所持者(以下「手帳所持者」という。)の同条第三項本文の規定による出頭の回数は、四週間に一回とする。

2 法第五号第三項ただし書の場合においては、手帳所持者は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内、公共職業安定所に出頭し、当該理由を記載した文書を公共職業安定所長に提出した上、同条第一項に規定する就職指導(以下「就職指導」という。)を受けなければならない。

(手帳の提出)

第八条 手帳所持者は、就職指導を受けるときは、その都度、手帳を提出し、就職指導に關して必要な事項の記載を受けなければならない。(法第五号第三項第五号の厚生労働省令で定める理由)

第九条 法第五号第三項第五号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の疾病又は負傷であつて当該手帳所持者の看護を必要とするもの

二 同居の親族の婚姻又は葬祭

三 選挙権その他公民としての権利の行使

四 法第五号第三項第一号から第四号まで及び前三号に掲げる理由に準ずる理由であつて公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

附則抄

1 この省令は、昭和五十三年一月二日から施行する。

2 この省令は、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。

3 漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの對する第三条、第四条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」とする。

附則 (昭和五三年四月五日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附則 (昭和五四年一月二五日労働省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)別表第二号の二、第十号の二及び第二十四号に掲げる業種に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの對する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二、第四条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、第三条、第三条の二、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四条第一項中「離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日(前条第一号に該当する者)の日後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日(の翌日)」とする。

附則 (昭和五四年一月二八日労働省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年四月五日労働省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和五五年五月三一日労働省令第一六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)別表第九号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの對する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二、第四条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、第三条、第三条の二、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四条第一項中「離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日(前条第一号に該当する者)の日後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日(の翌日)」とする。

附則 (昭和五六年一月一七日労働省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)別表第一号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の日前であるもの對する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二、第四条第一項、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定の適用については、第三条、第三条の二、第十一条第一項、第十四条及び第十五条の規定中「離職日の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日」と、第四条第一項中「離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日」とあるのは、「この省令の施行の日(前条第一号に該当する者)の日後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日(の翌日)」とする。

の離職の日がこの省令の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日」とする。

附則（昭和五十六年五月二八日労働省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（昭和五十六年六月八日）から施行する。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第七条の規定による改正前の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第十条、第十一条並びに第十九条第一項及び第三項の規定は、施行日前に旧漁業離職者法第四条第一項又は旧規則第三条の二の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けた者（以下この条において「手帳所持者」という。）については、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧規則第十一条の規定による就職促進手当の支給を受けることができる者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練（以下この条及び次条において「公共職業訓練」という。）を受けるために待期し、又は公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練を含む。以下同じ。）を受ける場合において、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧規則第十条の規定による訓練待期手当とされた次項の規定によりなお従前の例によることとされた訓練手当若しくは雇用対策法施行規則第二条の規定による訓練手当の支給を受けることとなつたときは、当該公共職業訓練を受けるために待期し、又は当該職業訓練を受ける間は、就職促進手当は支給しないものとする。その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたためにこれらの訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにその支給を受けることができな間も、同様とする。

3 手帳所持者が、公共職業安定所長の指示により広範囲の地域にわたる求職活動を施行日前に開始した場合における旧規則第十二条第一項の

広域求職活動費、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した職業訓練を受けるための移転を施行日前に開始した場合における旧規則第十三条第一項の移転費、事業を施行日前に開始した場合における旧規則第十四条第一項の自営支度金、公共職業安定所の紹介により施行日前に雇入れられた場合における旧規則第十五条の再就職奨励金及び旧規則第十六条の雇用奨励金、公共職業安定所長の指示により職業訓練を施行日前に受け始めた場合における旧規則第十七条第一項の訓練手当並びに作業環境に適応させる訓練を施行日前に受け始めた場合における旧規則第十八条第一項の職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年二月一七日労働省令第三八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第二号の三に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、第三条及び第四条の二の規定中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十七年労働省令第三十八号。以下「昭和五十七年改正規則」という。）の施行の日」と、第四条第一項の規定中「離職日（前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日）の翌日」とあるのは「昭和五十七年改正規則の施行の日（前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が昭和五十七年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者）に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十七年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和五十七年改正規則の施行の日」とする。

（昭和五十七年改正規則）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和五十七年改正規則の施行の日」とする。

改正する省令（昭和五十七年労働省令第三十八号。以下「昭和五十七年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項の規定中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和五十七年改正規則の施行の日」とする。

附則（昭和五十八年六月三〇日労働省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月三日労働省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第九号又は第十六号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、第三条及び第三条の二中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十七年労働省令第二十四号。以下「昭和五十七年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和五十七年改正規則の施行の日」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十四号。以下「昭和六十年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和六十年改正規則の施行の日」とする。

（昭和六十年改正規則）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和六十年改正規則の施行の日」とする。

附則（昭和六一年七月二九日労働省令第二七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第三号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規定の適用については、第三条及び第三条の二中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十七号。以下「昭和六十年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和六十年改正規則の施行の日」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第一項第五号並びに第六条第一項第三号及び第二項の規定の適用については、第一条第一項第五号及び第六条第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十七号。以下「昭和六十年改正規則」という。）の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和六十年改正規則の施行の日」とする。

附則（昭和六一年九月三〇日労働省令第三二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）別表第一号、第十二号、第十三号及び第十三号の二に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの（次項において「対象漁業離職者」という。）に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三条、第三条の二及び第四条第一項の規

定による申請にあつては、同条各号のその離職の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日」とあるのは「昭和六十年改正規則の施行の日」とする。

(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成十三年六月一五日厚生労働省令第一三〇号)

省令第一三〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第二四四号)による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)別表第十三号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの(次項において「対象漁業離職者」という。)に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第三百三十号)以下「平成十三年改正規則」という。)の施行の日」と、同令第四條第一項中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年改正規則)」とあるのは「平成十三年改正規則の施行の日」と、同令第四條第一項中「離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日」とあるのは「平成十三年改正規則の施行の日(前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成十三年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日)」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第一条第一項第五号並びに第六條第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同令第一条第一項第五号及び第六條第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第三百三十号)以下「平成十三年改正規則」という。)の施行の日」と、同条第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成十三年改正規則の施行の日」とする。

附則 (平成十五年六月二五日厚生労働省令第一〇七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年六月二七日厚生労働省令第一二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二二年二月一八日厚生労働省令第一五号)

省令第一五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二五五号)による改正後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十一年政令第三百二十九号)別表第八号及び第九号に掲げる業種に係る漁業に従事していた漁業離職者であつて、離職日がこの省令の施行の前であるもの(次項において「対象漁業離職者」という。)に対する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第三條、第三條の二及び第四條第一項の規定の適用については、同令第三條中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十五号)以下「平成二十一年改正規則」という。)の施行の日」と、同令第三條の二中「離職日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」と、同令第四條第一項中「離職日(前条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日)の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日(前条第一号に該当する者で同号のその離職の日が平成二十一年改正規則の施行の日以後であるもの及び同条第二号に該当する者に係る同条の規定による申請にあつては、同条各号のその離職の日の翌日)」とする。

3 対象漁業離職者に対する雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第一条の四第一項第四号並びに第六條第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同令第一条第一項第四号中「離職日の翌日」とあるのは「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十五号)以下「平成二十一年改正規則」という。)の施行の日」と、同令第六條第一項第三号中「離職日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」と、同令第二項中「当該各号に規定する離職の日の翌日」とあるのは「平成二十一年改正規則の施行の日」とする。

附則 (平成二五年六月二七日厚生労働省令第八三号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成三〇年五月二二日厚生労働省令第六八号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和五年五月一八日厚生労働省令第七六号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

一	令別表第一号に掲げる業種に係る漁業	昭和六十一年四月二十六日
二	令別表第二号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十五年十月二十日
三	令別表第三号に掲げる業種に係る漁業	平成三年二月二十一日
四	令別表第四号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十三年九月一日
五	令別表第五号に掲げる業種に係る漁業	平成元年六月二十四日
六	令別表第六号に掲げる業種に係る漁業	平成十年十月三十一日
七	令別表第七号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
八	令別表第八号に掲げる業種に係る漁業	平成二十年十一月二十四日
九	令別表第九号に掲げる業種に係る漁業	平成二十年十月三十一日
十	令別表第十号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
十一	令別表第十一号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十三年九月一日
十二	令別表第十二号に掲げる業種に係る漁業	平成三年十二月二十一日
十三	令別表第十三号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年四月二十二日
十四	令別表第十四号に掲げる業種に係る漁業	昭和五十二年三月四日
十五	令別表第十五号に掲げる業種に係る漁業	平成十二年十二月十五日
十六	令別表第十六号に掲げる業種に係る漁業	平成三年十二月二十一日

別表(第一条関係)

この省令は、公布の日から施行する。